

11 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と地方大学の機能充実

- ・ 本県の大学収容力は20.7%（R3.5現在）と低い状況（全国45位）であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするためには、更なる高等教育の機能充実強化が必要
- ・ 本県の県外大学進学率は79.6%（R3.5現在）と高い状況（全国7位）にあり、進学時の教育費（授業料、入学料等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援

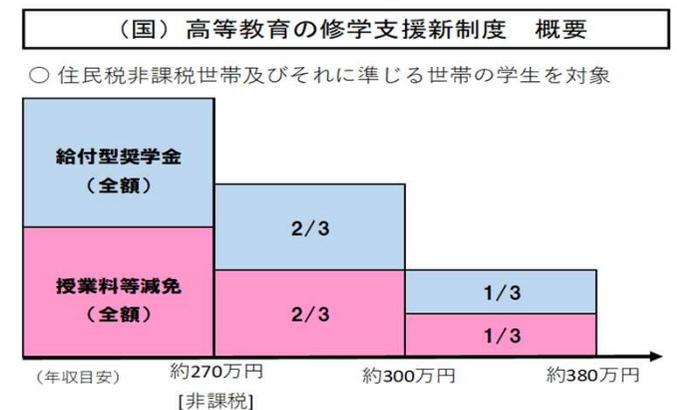
- ・ 入学定員増を伴う学部（学科）・大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○ 高等教育の修学支援新制度（国）による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援（新型コロナウイルス感染症の家計急変にも対応）

○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）拡大（R3.4～）

- ・ 無利子：月額最大5.4万円の貸与、有利子：月額最大12万円の貸与
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合も随時申込み可



課題

- 都市圏に集中している**高等教育機関の分散化**などにより地方でも専門的な学びを受けられるよう、**地方の高等教育機関の充実強化が必要**
- 地方においてもデジタル・グリーンなど、今後の産業界を支える高度専門人材の育成は急務であり、国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「**知の拠点**」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させることが必要**
- 国の「高等教育の修学支援新制度」（R2～）の対象者は住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生に限られているが、大学生の学生生活にかかる平均支出額は年間約180万円と年収400～650万円未満の世帯層では年収の3～4割程を占めるため、**経済的負担を軽減することが必要**
- 私立大学においては授業料の実費額（R3年度平均約93万円）と減免上限額約70万円との差が大きく、学生の実負担額が多くなるため、意欲ある学生が経済的理由により進学を断念することがないよう支援が必要**

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方国立大学が新たな学部・学科を設置する際は、国の責任において十分な財源措置を講じること
また、国がリーダーシップを発揮し、都市圏に集中している高等教育機関の地方分散化を促進すること
併せて、地方と高等教育機関との調整を積極的に行い、地方へのキャンパスの設置に係る経費について財政支援を行うなど、国が積極的な支援策を講じること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」の世帯収入要件を緩和し、支援対象を中間所得層まで拡充するとともに、私立大学における学費負担の現状に鑑み、授業料の減免上限額を増額すること